

「地方公務員法」及び「鶴岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件等について、その概要をお知らせします。

☎本所職員課 ☎内線327

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般 行政職	大学卒	253,780円	317,171円	368,292円
	高校卒	206,200円	283,500円	320,925円
技能職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

⑥一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長専門員主任	主査係長専門員	課長補佐主査	課長	部長	
職員数	64人	52人	173人	207人	136人	56人	21人	709人
構成比	9.0%	7.3%	24.4%	29.2%	19.2%	7.9%	3.0%	100.0%

(注) 1 級区分は、鶴岡市の給与条例によるものです。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級の代表的な職名です。

⑦職員の手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当 (平成27年度支給割合)

区分	鶴岡市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分	1.40月分	2.60月分	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分	0.75月分	0.75月分	1.50月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置…有				同左		

(イ) 退職手当 (平成26年度)

区分	自己都合	勲奨・定年	
支給率	勤続20年	21.62月分	27.025月分
	勤続25年	30.82月分	36.57月分
	勤続35年	43.70月分	52.44月分
	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50歳以上で1年につき3%ずつ加算)		
1人当たり平均支給額	2,141万円		

(注) 1 本市は、山形県市町村職員退職手当組合に加入し、国の制度と同様です。  
 2 平均支給額は、平成26年度に退職した、普通会計に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

区分	鶴岡市	国
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○一般の扶養親族 6,500円 (配偶者のない場合1人のみ) 11,000円 ○扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同左
住居手当	○借家 限度額 27,000円	同左
通勤手当	通勤距離が片道2km以上に支給 ○交通機関利用 限度額 55,000円 ○自動車等の交通用具使用 限度額 55,000円	○交通機関利用 限度額 55,000円 ○自動車等の交通用具使用 限度額 24,500円
管理職手当	(行政職の例) 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	(代表例) 本府省・課長(一種) 130,300円 本府省・室長(二種) 94,000円 府県単位機関・部長(三種) 72,700円 管区機関・課長(四種) 62,300円 府県単位機関・課長(五種) 49,600円 本府省課長補佐 33,200円

(工) 時間外勤務手当

	支給年額	職員1人当たり支給額
平成26年度	2億8,814万円	年額23万9千円
平成25年度	2億8,759万円	年額23万1千円

(注) 支給年額及び職員1人当たり支給額は、普通会計に係る職員に支給された額です。

(オ) 特殊勤務手当 (平成26年度)

手当の種類 (手当数)	16種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 ○診療研究手当 ○診療業務手当 ○夜間看護手当
	支給職員数の多い手当 ○夜間看護手当 ○放射線取扱業務手当 ○診療研究・診療業務手当

(注) 代表的な手当の名称は、各区分の上位3つを記載しました。なお、廃止等によって、平成21年1月に手当の種類を48種類から16種類に削減しました。

⑧特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平成27年度月額	区分	平成27年度支給割合
給料	市長 914,000円	期末手当	市長 6月期 1.425月分
	副市長 718,000円		副市長 12月期 1.525月分
	教育長 635,000円		計 2.950月分
	監査委員 559,000円		
報酬	議長 510,000円		
	副議長 470,000円		
	議員 445,000円		

(注) 市長、副市長の給料月額は、平成18年4月に減額改定しました。

# 市の人事行政の運営等の状況について①

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数（各年度4月1日現在）

区分	職員数（人）		増減	
	平成26年度	平成27年度		
一般行政	議会	8	8	0
	総務	208	207	△1
	税務	83	79	△4
	労働	2	2	0
	農林水産	101	102	1
	商工	40	36	△4
	土木	92	94	2
	民生	150	152	2
	衛生	91	91	0
	小計	775	771	△4
特別行政	教育	224	212	△12
	消防	206	205	△1
	小計	430	417	△13
公営企業等	病院	621	640	19
	水道	44	47	3
	下水道	25	21	△4
	その他	63	61	△2
	小計	753	769	16
合計	1,958	1,957	△1	

②採用・退職の状況（平成26年度）

区分	採用（人）	退職（人）
行政	23	37
保健師	0	5
保育士	0	2
医師	10	13
医療技術職	2	2
看護師	27	10
消防士	12	11
技能職	0	9
合計	74	89

③職員採用競争試験の状況（平成26年度）

区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率
上級行政	127	25	5.1
初級行政	14	4	3.5
上級土木	5	0	—
上級建築	3	2	1.5
上級電気	5	1	5.0
社会人土木	7	3	2.3
社会人建築	2	1	2.0
社会人電気	2	0	—
保健師	9	3	3.0
薬剤師	2	2	1.0
臨床検査技師	11	3	3.7
理学療法士	4	3	1.3
作業療法士	1	1	1.0
臨床工学技士	2	2	1.0
看護師	35	30	1.2
消防士	41	10	4.1
合計	270	90	3.0

## 2 職員の給与の状況

（注）数値については、平成27年度公務員給与実態調査（平成27年4月実施）等によるものです。

①人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H27.3.31現在)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	平成25年度の人件費率
132,313人	665億9,657万円	10億2,275万円	103億3,640万円	15.5%	15.8%

（注）人件費には、共済費及び特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

②職員給与費の状況（平成27年度普通会計予算）

職員数（A）	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	1人当たりの給与費（B/A）
1,259人	51億709万円	9億2,446万円	18億6,321万円	78億9,476万円	627万円

（注）1 職員手当には、退職手当を含みません。 2 平成27年度当初予算に計上された一般職の額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

（平成27年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	341,600円	43歳6月
技能職	355,061円	51歳4月

（注）平均給料月額とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

④職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分	鶴岡市		国		
	決定初任給	採用後2年経過日の給料月額	決定初任給	採用後2年経過日の給料月額	
一般行政職	大学卒	178,400円	190,600円	総合職 187,700円 一般職 174,200円	200,100円
	高校卒	145,500円	154,100円	142,100円	150,500円

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### ①職員の福利厚生事業の概要

(注) 下記の表中の「共済組合」とは山形県市町村職員共済組合を、「互助会」とは山形県市町村職員互助会を指します。

#### (ア) 保健事業の概要（平成26年度）

事業名	事業概要	実施主体	
健康診断	○定期健康診断	市	
	○各種がん検診 胃がん検診（40歳以上の職員、30歳以上39歳以下の希望する職員） 大腸がん検診（40歳以上の職員） 肺がん検診（40歳以上の希望する職員） 前立腺がん検診（50歳以上の希望する職員） 子宮がん検診（20歳以上の希望する職員） 乳がん検診（30歳以上の希望する職員）	市 // // // 共済組合 //	
	人間ドック	○退職前（退職予定で55歳以上の希望する職員） 1泊2日 ○節目年齢（40歳または50歳の希望する職員） 1泊2日	互助会 //
	脳ドック	○優先型（45歳の希望する職員） 半日 ○希望型（46歳以上の希望する職員） 半日	互助会 //
	保健指導	○特定保健指導（支援対象者で希望する職員）	共済組合
	メンタルヘルスケア	○こころの健康相談 ○メンタルヘルス研修（課長等管理職、担当者向け）	市、共済組合 //

(注) 主なものを記載しました。

#### (イ) 給付事業の概要（平成26年度）

事項	共済組合	互助会
職員の死亡	○埋葬料 ○遺族共済年金	○弔慰金
職員の傷病	医療機関に支払うもの ○法定給付の額 職員に支給するもの ○高額療養費 ○一部負担金払戻金	○一部負担金補助金
職員の出産	○出産費	—

(注) 主なものを記載しました。

#### (ウ) 貸付事業の概要（平成26年度）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
在宅介護 対応住宅 貸付	300万円	2.40%	

(注) 主なものを記載しました。

### ②公務災害の発生状況（平成26年度）

	公務災害	通勤災害	計
認定件数	15件	0件	15件

### ③勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

平成26年度中 要求件数	平成26年度中処理件数		平成26年度末 係属件数
	却下	判定	
0件	0件		0件

### ④不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合には処分を取り消し、修正の採決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対しその処分による不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

平成26年度中 申立て件数	平成26年度中処理件数		平成26年度末 係属件数
	却下	判定	
0件	0件		0件

# 市の人事行政の運営等の状況について②

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ①一般職員の勤務時間の状況（平成27年4月1日現在）

1週間当たりの勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	7時間45分

### ②各種休暇等の概要

- 年次有給休暇 1年につき20日付与（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
- 病気休暇 負傷・疾病で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給の休暇
- 特別休暇 結婚、出産、親族の死亡その他特別の事由のため勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇
- 介護休暇 配偶者、父母、子等の負傷、疾病または老齢によって2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある者を介護するため、勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇
- 育児休業 子が3歳に達する日までを限度とした無給の休業（子が小学校就学の始期に達するまでに限り認められ、勤務時間に応じて有給の「育児短時間勤務制度」もあり）

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### ①分限処分者数（平成26年度）

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に、公務の能率維持と適正運営を目的とする処分です。

区分	処分者数（人）
降給	0
降任	0
休職	11
免職	0

### ②懲戒処分者数（平成26年度）

懲戒処分とは、職員の非違行為に対し道義的責任を追及することによって公務の規律と秩序の維持を目的とする制裁的な処分です。

区分	処分者数（人）
戒告	1
減給	0
停職	0
免職	0

## 5 職員のサービスの状況

### ①営利企業への従事許可

地方公務員法の規定に基づき、職員は、任命権者の許可なく、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することは禁止されています。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- 職員が居住地区の消防団員として消火・水防業務等に従事する場合
- 国勢調査員として業務に従事する場合

### ②職務専念義務の免除

地方公務員法の規定に基づき、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合（山形県市町村職員共済組合事業に参加する場合等）

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### ①研修の状況（平成26年度）

研修体系	研修目的	研修内容・派遣機関	受講延人数（人）
一般研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修 係長級職員研修 課長補佐・主査級職員研修	292
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するために行う研修	地区担当職員研修	325
派遣研修	専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修	山形県市町村職員研修所 市町村アカデミー 自治大学校	67
自主研修	市行政の能率的な運営に資するため、職員の自己啓発意欲に基づく自主的な研修	14個人	14
合計			698

（注）派遣研修の研修内容・派遣機関については、主なものを記載しました。

### ②勤務評定の状況（平成26年度）

（ア）昇給の場合  
毎年1月1日現在において、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給を決定しています。

（イ）昇格の場合  
昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格を決定しています。

（注）昇格とは、給与条列に基づく級が上がることです。昇任とは、上位の職（職名）になることです（6ページ「⑥一般行政職の級別職員数の状況」の表参照）。

## 2月16日<sup>㊦</sup>から申告書提出ポストを設置します

市・県民税申告書及び確定申告書の提出に利用できます。確定申告書はそのまま鶴岡税務署に回送しますので、ご本人控えは入れないでください。受付印は押せません。

- **設置期間** 2月16日<sup>㊦</sup>～3月15日<sup>㊦</sup>午前9時～午後4時（土曜・日曜日を除く）
- **設置場所** 本所課税課及び各地域庁舎

## 市・県民税の申告をする方へ

### 申告書の提出は…郵送が便利です

**申告会場は混み合います**ので、郵送申告をお勧めします。市・県民税申告書に同封の返信用封筒（切手不要）で、申告書と控除証明書等（社会保険料や生命保険料、医療費の領収書等）を郵送してください。なお、返却できませんので、障害者手帳等はコピーを同封してください。



### 自書が難しい場合は…申告会場で申告を受け付けます

営業や農業の収支計算、医療費控除の集計等を済ませてからお越しください。**各地域庁舎会場は予約が必要**です（詳細は広報「つるおか」1月号各地域版〈羽黒地域はチラシ〉をご確認ください）。

#### ■ 申告期間

2月16日<sup>㊦</sup>～3月15日<sup>㊦</sup>（土曜・日曜日を除く。温海庁舎会場は2月9日<sup>㊦</sup>から）午前9時～午後4時

#### ■ 予約受付期間

2月1日<sup>㊦</sup>～3月14日<sup>㊦</sup>（土曜・日曜日、祝日を除く）午前9時～午後4時

#### ■ 申告会場

庁舎	会場	予約電話番号
本所	2階201会議室	予約不要
藤島	3階大会議室	☎25 - 2138
櫛引	1階第1会議室	
羽黒	旧羽黒保健センター	☎25 - 2147
朝日	4階大会議室	
温海	5階501会議室（2月16日 <sup>㊦</sup> ～25日 <sup>㊦</sup> は地区会場）	☎25 - 2154

※どの会場でも申告を受け付けます。

※上表の予約電話番号は予約受付期間のみ通話可能。



## 所得税の確定申告等をする方へ

### 申告・納税期限

- ▷ 所得税・復興特別所得税、贈与税 3月15日<sup>㊦</sup>
- ▷ 個人事業者の消費税 3月31日<sup>㊦</sup>

### 確定申告書等の作成は…インターネットが便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で簡単に確定申告書等を作成できます。自動計算のため計算誤りがありません。作成した確定申告書等は電子申告（e-Tax）または郵送で提出できます。

### 申告は…電子申告（e-Tax）が便利です

- ▷ 確定申告期間は24時間利用できます
  - ▷ 源泉徴収票等の必要書類の添付を省略できます
  - ▷ 還付金の受け取りがスピーディーです
- ※詳細はe-Taxホームページをご確認ください。

### 確定申告書等の提出は…郵送も便利です

確定申告書等（確定申告書等作成コーナーで作成した場合は印刷したもの）と必要書類等を鶴岡税務署へ郵送してください。

※申告書控えに受付印が必要な方は、返信用封筒を同封するか、下記の確定申告書等作成会場へお越しください。

### 確定申告書等作成会場を開設します

- **期間** 2月10日<sup>㊦</sup>～3月15日<sup>㊦</sup>（土曜・日曜日、祝日を除く）午前10時～午後4時
- **会場** エスモール2階

※期間中、鶴岡税務署で申告書作成は行いません。

### 【所得税等について】

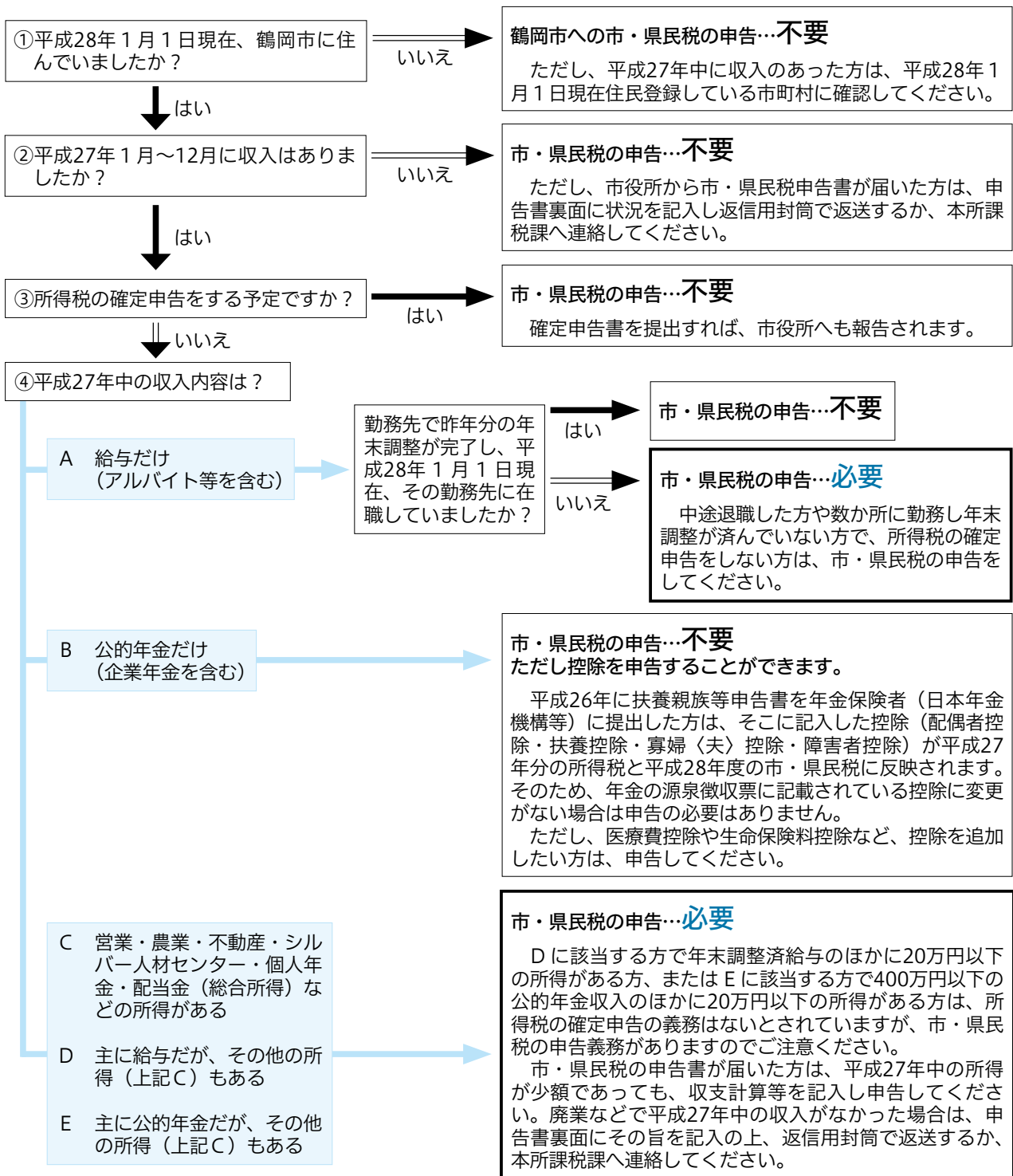
詳細は国税庁ホームページをご覧になるか、国税局電話相談センター☎22 - 1401へお問い合わせください。

# 税の申告はお早めに！ 3月15日(火)まで

税の申告は、その内容が市・県民税、国民健康保険税、所得・課税証明書などの資料となる大切なものです。本市では、前年実績を基に市・県民税の申告義務があると考えられる方へ、申告書を1月19日に発送しました。

**市・県民税申告書が必要な方は…**  
本所課税課へ問い合わせるか、市ホームページからダウンロードしてください。

## 市・県民税の申告が必要か確認しましょう 申告書が届かない方でも、市・県民税の申告が必要な場合があります



# 4月1日に障害者差別解消法が施行されます

問本所福祉課 ☎内線130

## 障害者差別解消法とは

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成25年6月に制定された法律（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）です。国や県、市区町村等の行政機関及び民間事業者における「障害を理由とする差別」の禁止等について定めています。

## 障害を理由とする差別とは

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」です。

### ■不当な差別的取扱いとは

「障害がある」という理由だけで、サービスの提供を拒否したり、制限したりする行為

- (例) ▷ 車椅子の利用を理由に、入店を断わる  
▷ 障害があることを理由に、アパートの見学や賃貸借契約を断る

### ■合理的配慮とは

障害者からなんらかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮

- (例) ▷ 車椅子の利用者が乗り物に乗るときに手助けをする  
▷ 筆談や読み上げ等、障害特性に応じた方法で対応する



※合理的配慮の提供…行政機関においては法的義務ですが、民間事業者においては努力義務です。

## 事業主の皆さんへ

### 4月1日に障害者雇用促進法が改正されます

雇用の分野での差別禁止については、同法で定められます。改正のポイントは次のとおりです。

- ▷ 募集や採用、賃金、配置、昇進等、雇用に関するあらゆる局面で障害者であることを理由とする差別が禁止されます  
▷ 募集・採用時及び採用後、選考方法や作業環境等について障害特性に応じた配慮をする必要があります

◎問合せ ハローワーク鶴岡 ☎25 - 2501

## 全ての人が安心して暮らせる社会を

障害を理由とする差別を解消することは社会全体の責務です。障害について正しい知識を身に付け、互いに支え合い、全ての人が安心して暮らせる社会を目指しましょう。

## お困りのことがあったらご相談ください

### 【障害者差別や障害者差別解消法について】

- ▷ 本所福祉課  
☎25 - 2111内線130 FAX25 - 9500

### 【障害者福祉について】

- ▷ 障害者相談支援センター（にこ♥ふる）  
☎25 - 2794 FAX25 - 2476

### 【子供の発達や育ちについて】

- ▷ 子ども家庭支援センター（にこ♥ふる）  
☎25 - 2741 FAX25 - 2471  
▷ あおば学園  
☎29 - 1502 FAX33 - 9900

### 【身近な地域の相談員がいます】

▷ 身体障害者相談員

氏名(敬称略)	住所	電話番号
佐藤満子		
阿毛稔		
佐藤武		
池田均		
上野喜吉		
志田ウメ子		
森井雪		
五十嵐啓		
佐藤誠一		
長谷川昇		
原田久民		
日向謙一		
神林義郎		
叶野定博		
小原紘一郎		
遠藤藤雄		
嶋井喜市		
渡部秀一		
本間政利		
佐藤満佐男		

▷ 知的障害者相談員

氏名(敬称略)	住所	電話番号
神保康子		
齋藤健藏		
岡部勇		
秋山一子		
菅原市雄		
村上勝子		

## 鶴岡市文化会館管理運営実施計画



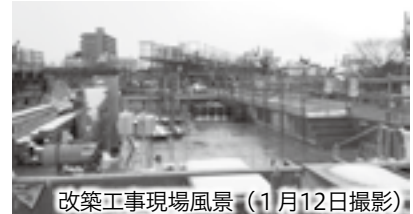
平成26年11月に、全国各地での劇場づくりの経験が豊富な専門家や、地元の有識者で構成する「管理運営実施計画アドバイザー会議」を設置しました。

ワークショップやパブリックコメントで出された市民の皆さんの意見も参考にしながら協議し、昨年12月に文化会館管理運営実施計画を策定しました。同計画は、開館記念公演等の事業計画、休館日や

☎社会教育課（櫛引庁舎）☎57 - 4867

開館時間等の施設運営など、新文化会館の管理運営に関する具体的な指針となるものです。今後は同計画を基に、来年秋以降の開館に向けて準備を進めていきます。

同計画や同会議の概要・資料等については、市HPをご覧ください。



改築工事現場風景（1月12日撮影）

## 荘内病院

# 医療サービスの向上を目指した様々な取り組みを紹介します

☎荘内病院総務課☎26 - 5111内線6327

### 眼科で白内障手術を行っています

月に2回程度、東邦大学から派遣された眼科医が白内障手術を行っています。当院で白内障手術を受けるには紹介状が必要です。希望する方はかかりつけ医にご相談ください。

### 人間ドックのオプション検査に導入します CTによる肺がん検査

平成28年度から、人間ドックのオプション検査でCTによる肺がん検査を受けられます。肺の状態を詳しく観察することができるため、肺・気管・気管支の病気の発見・診断に役立ちます。

#### ◆特に次のような方にお勧めです

- ▷「1日の喫煙本数×喫煙年数」が600以上の喫煙者
- ▷ほかの人のたばこの煙を吸い込む機会が多い方
- ▷せき、たんの症状が続いている方

1日の受入れ人数に限りがありますので、希望する方は人間ドック予約時にご相談ください。



### 当院が取り組んでいる「チーム医療」の中から「栄養サポートチーム」を紹介します

チーム医療とは、1人の患者に対し、医師や看護師をはじめ、薬剤師、技師(士)、管理栄養士など様々な専門医療スタッフでチームを組織し、診療科や部門の枠を越え、連携して診療にあたることです。当院には現在、栄養サポートチームのほか「感染管理」や「褥瘡(じょくそう)予防対策」など、全部で9つ

のチームがあります。

栄養状態が悪いと病気が治りにくく、感染症を引き起こしたり、創傷治癒に悪影響をもたらしたりし、術後の合併症や入院の長期化を招くこともあります。そこで栄養サポートチームでは、それぞれの患者にふさわしい方法で、良好な栄養状態を保つよう管理しています。適切な栄養管理は、患者の早期回復や退院後の生活の質の向上にもつながります。



また、新しい知識や技術を積極的に取り入れ、チーム内で共有しているほか、院内外学習会を定期的開催するなど、より良い診療を目指して取り組んでいます。

### 医師修学資金貸与制度のご案内

医学生を経済的に支援する医師修学資金の貸与を行っています。大学卒業後一定の期間、当院に勤務すると、貸与した資金の返還を免除します。現在、本市出身の医学生8人が利用しています。

#### ◆対象となるのは次の条件を満たす方です

- ▷大学卒業後、医師として当院に勤務する意思を有している
- ▷大学の医学を履修する課程に在学している
- ▷原則としてほかの修学資金等の返還債務がない

#### ◆来年度の募集 4月1日◎から(予定)

貸与までの流れや返還免除の要件など、詳細は当院HPをご覧ください。



## 市政



臨時またはパート職員として勤務する  
**公立保育園 保育補助 募集**

■募集人数 若干名 ■履歴書をお持ちの上、本所子育て推進課☎内線180へ ■他申込み時に臨時職員登録申込書の記入が必要

## 健康・福祉・年金・医療



3月1日(火)～7日(月)は  
**子ども予防接種週間です**

協力医療機関(2月中旬に市HPへ掲載予定)では、ふだんより受けやすい日時を設定しています。母子健康手帳で受け忘れていた予防接種がないか確認し、この機会に済ませましょう(接種の際は医療機関に要電話予約)。



☎健康課(にこふる) ☎内線373

困りごとなど気軽ににご相談ください  
**民生委員児童委員が委嘱されました**

次の方が委嘱されました。(敬称略)  
▽第5民生区(第五学区)：渡部祐子(宝町中道)  
☎本所福祉課☎内線139

**後期高齢者医療保険料が未納になっていませんか**

後期高齢者医療保険料の納付は、原

則として年金からの差引き(特別徴収)ですが、次の方は年金から差引きできないため、納付書(後期高齢者医療保険料納付書兼納付済通知書)で納めることとなりますので、納付書に記載の納期限までに納めてください。

▽差引き対象の年金が年額18万円未満の方 ▽介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 ▽新たに後期高齢者医療制度に加入した方(昨年6月1日以降に加入した方は、今年度の保険料の全額を納付書で納めることとなります)

▽保険料額が途中で変更になった方(保険料額の変更によって特別徴収が途中で停止となった方、保険料が増額となったため追加で納める保険料が発生した方に、保険料の変更通知と併せて納付書を送付しますので、忘れずに納めてください)

▼口座振替について 納付書が届いた方で口座振替を希望する方は、金融機関等で手続きをすると本人または家族の口座から、口座振替で保険料を納めることができます。ただし、納期限を過ぎた保険料は引き落とされないため、納付書で納めてください。なお、以前に国民健康保険等で使用していた振替口座は引き継がれませんので、新たに口座振替の申込みが必要です。  
☎本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

**福祉医療証(身・子・親)をお持ちの方へ**

福祉医療で負担した医療費が高額療

養費の対象となった場合は、市が代理で保険者へ高額療養費請求(代理請求)を行います。該当した場合は、高額療養費代理請求及び受領委任状を送付しますので、必要事項を記入し、提出してください。

また、県外の医療機関で受診した場合は、医療機関窓口での自己負担額の助成は受けられません。後日、支給申請においでください。

特印鑑、領収書、保険証、福祉医療証通帳(未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの) ☎本所国保年金課☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

## 生活



2月は児童手当支給月です

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している方に年3回(6月・10月・2月)支給されます。2月に支給される児童手当は、昨年10月・今年1月の4か月分で、2月15日⑧が支給日です。



☎本所子育て推進課☎内線150または各地域庁舎市民福祉課へ

**軽自動車等の廃車・名義変更の届出はお早目に**

▼軽自動車税の賦課期日は4月1日です  
原動機付自転車や軽自動車、小型

二輪車等を廃車あるいは譲渡する方、または相続した方は、廃車届や名義変更届が必要です。3月末は窓口が大変混み合いますので、廃車等をする場合は早めに手続きをしてください。

▽原動機付自転車・小型特殊自動車：本所課税課☎内線206または各地域庁舎市民福祉課へ

▽軽自動車：軽自動車検査協会(三川町) ☎050・3816・1836または県家用自動車協会田川支部 ☎24・15222へ

▽軽二輪車：軽自動車協会(三川町) ☎68・0611

▽小型二輪車：山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所(三川町) ☎050・5540・2014

☎本所課税課☎内線206 他軽自動車・小型二輪車に関する問合せの際は車検証をご用意ください

**灯油の購入に助成を行います**

対1月1日～3月18日に本市に居住し、世帯の全員が平成27年度市民税非課税で、次のいずれかに該当する世帯(社会福祉施設等入所者、生活保護世帯等を除く) ①満65歳以上(昭和26年4月1日以前生まれ)の高齢者のみで構成される世帯(単身世帯含む) ②重度要介護高齢者(要介護4または5の認定を受けている方)がいる世帯 ③重度障害者(身体障害者手帳1・2級療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方)がいる世帯 ④ひとり親世帯(満18歳未満(平成9年4

調査にご協力いただきありがとうございます

# 平成27年国勢調査 鶴岡市の人口(速報値)を発表します

問本所政策企画課 ☎内線703または各地域庁舎総務企画課へ

平成27年10月1日現在、鶴岡市にふだん住んでいる人の数は129,630人、世帯数は45,332世帯で、前回5年前の国勢調査と比べ、それぞれ6,993人、182世帯の減少となりました(この速報値は、今後、総務省統計局から発表される数値と異なる場合があります)。

各地域の集計結果は次のとおりです。



	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		男	女	計
鶴岡地域	34,301	43,821	47,972	91,793
藤島地域	2,926	4,851	5,366	10,217
羽黒地域	2,287	4,039	4,490	8,529
櫛引地域	1,979	3,461	3,782	7,243
朝日地域	1,190	2,045	2,253	4,298
温海地域	2,649	3,503	4,047	7,550
鶴岡市計	45,332	61,720	67,910	129,630

## その他



朝日地域の催しや伝統行事を掲載したカレンダーです  
朝日地域振興カレンダー 有料広告募集

有料広告を掲載する事業者等を募集します。

■カレンダー規格 B2判(表面に4月～9月を、裏面に10月～来年3月を掲載) ■発行部数 1,500部(同)

地域全戸及び公共施設等に配布)

■広告規格  
・募集数

①日付欄

(縦30mm×横100mm) : 12枠

(2枠まで申込み可)

②日付欄外

(縦50mm×横230mm) : 2枠

■掲載料(1枠当たり) ①3,000円

②2万円 申鶴岡市広告掲載要綱、鶴岡市朝日地域振興カレンダー広告掲載要領を確認の上、2月15日⑤26日⑥

に広告掲載申込書(関係書類を添付)を朝日庁舎総務企画課☎内線3339へ

他市HP。広告掲載の決定後、指定する期日まで広告原稿(電子データの場合)

はJPEGMまたはGIF形式。作成及び費用は広告主の負担)を提出してください

犬や猫等の愛護動物を虐待したり、捨てたり(遺棄)することは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。毎年春は、捨て猫の相談が多く寄せられます。命ある動物を絶対に捨てないでください。繁殖を望まない(生まれても責任を持って飼えない)場合は、不妊・去勢手術をしてください。どうしても飼えない事情がある場合は、新

### 動物を捨てないでください

マナを育てて人と動物が気持ちよく暮らせるまちに

△平成27年度同カレンダー

しい飼い主を探してください。庄内保健所☎66・4748では、新しい飼い主を探すための掲示板を設置しています。

問健康課☎内線362

### 2月は「省エネルギー月間」ムリなく楽しく省エネを!

寒さの厳しい2月は、1年のうちでも特にエネルギー消費量が増大します。一人ひとりが省エネルギー・省資源化へ向けた取り組みを実践して、地球温暖化対策を推進しましょう。

▼家庭やオフィスでの省エネ活動の例  
▼肌寒いときは1枚余分に着る  
▼暖房は室温20度を目安に温度調節する

▼扇風機等を上手に使い、天井と床付近の室温を均等に保つ  
▼丈の長い厚目のカーテンを使い、冷気の侵入を防ぐ

▼暖房機器や電気製品の不必要なつけっぱなしをしない  
▼電気製品を長時間使わないときはコンセントからプラグを抜く

▼電気・ガス・石油機器等を買うときは省エネ性能の高いものを選ぶ  
▼冷蔵庫内は季節に合わせて温度を調節し、物を詰め込み過ぎない

▼シャワーのお湯はこまめに止める  
▼車の運転では、エコドライブを実践して燃費効率の向上を図る



問本所環境課☎内線720  
△鶴岡市エコキャラ みどりちゃん